

平成22年第1回定例会

予算決算常任委員会
健康福祉病院分科会

説明資料

【議案補充説明資料】

1. 議案第101号 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案

頁数

1

【所管事項説明資料】

◇ な し

平成22年 6月23日

病院事業庁

【議案補充説明】

1. 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案

(1) 改正の理由

三重県立一志病院では、かねてより家庭医療（総合診療）を補完する取組として、健康保険法に基づく訪問看護を行ってきたところですが、健康保険法に基づく訪問看護では、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難な者が対象となっており、実質的にガン患者に対象が限られていることから、さらに家庭医療（総合診療）を充実させていくためには、介護保険法に基づく訪問看護等にまで取組を広げていく必要があります。

(2) 改正の内容

三重県立一志病院において、介護保険法に基づく訪問看護等を行うに当たり、使用料についての規定を整備するものです。

(3) 施行期日

公布の日から施行することとします。

○三重県病院事業条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(使用料等の額)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する使用料等の額は、別表第二に掲げるものにあつては同表に定める額とし、これら以外のものにあつては健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下これを「診療報酬の算定方法」という。)、健康保険法第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第四項第一号及び第五十三条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(三重県立志病院において行う訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導に限り適用する。)その他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額(消費税法(昭和六十三年法律第八号)の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(使用料等の額)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する使用料等の額は、別表第二に掲げるものにあつては同表に定める額とし、これら以外のものにあつては健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下これを「診療報酬の算定方法」という。)、健康保険法第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準その他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額(消費税法(昭和六十三年法律第八号)の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。</p> <p>3 (略)</p> |